

給水装置の工事・点検・修繕は 指定給水装置工事事業者へ



指定給水装置工事事業者とは、水道法に基づいて、水道局が指定した工事業者で、国家資格である給水装置工事主任技術者が従事しています。

給水装置の工事は、指定給水装置工事事業者でなければ施工できませんので、給水装置の工事を行う場合は、指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

工事 給水装置の新設・増設・改造・撤去の工事を行う場合は、指定給水装置工事事業者へ工事を依頼してください。

工事のお申し込みは、水道局へ提出することが義務づけられております。

許可までに一定期間かかりますので、工期に余裕をもって依頼しましょう。

水道工事のながれ（一例）



※1 口径に応じ、設計審査手数料が必要です
※2 口径に応じ、竣工検査手数料が必要です



指定給水装置工事事業者（指定業者）へ修理を依頼してください。



あれ?故障かな?
こんな時にはあわてずに、まず元栓を閉めて水を止めましょう



まずは、お近くの指定業者に電話しましょう
指定業者がわからない場合は水道局へ連絡しましょう



値段は? 修繕内容は?
工事の前には、次の事を複数社へ確認しましょう
・指定業者
・見積、出張料金
・修繕内容



修繕完了
水道を安心して利用するためにも、適切な維持管理を心がけましょう。



指定給水装置工事事業者に依頼される場合は、事前に複数社へ見積りを依頼し、内容・金額を確認し、ご納得の上契約してください。（見積費、出張費、工事費は各社違いがございます）**水道局では金額については関与できませんので、あらかじめご了承ください。**